

さるびあ通信



あと一歩 カになるよ その思い

[平成30年度「児童福祉週間標語」最優秀作品 伊藤 里空乃さん(8歳) 千葉県]



第3回八幡浜市いじめ対策委員会 報告

日時 平成31年2月28日(木) 13:30~14:40
場所 市役所保内庁舎3階 大会議室

各ブロックより、本年度の成果と課題について報告がありました。あいさつ運動や見守り活動、家庭内対話の充実や地域独自の活動等を通じて、地域ぐるみで子どもたちを育み、どのブロックも、より充実した活動を行い、成果を上げることができました。

事務局からは、いじめ・不登校の現状や活動経過及び成果と課題について報告しました。八幡浜市小・中学校のいじめの認知状況は、1月末現在で、小学校7件、中学校6件、計13件の報告が上がっていますが、各校、適切に対応し、早期に解決しています。不登校の児童生徒は、小学校2名、中学校16名、計18名となっています。特に中学校で増加しており、中学校の不登校出現率は2.05%となりました。全国3.25%、愛媛県2.62%(平成29年度調査)に比べると、まだ低い数値ではありますが、昨年度初めて1%を超え、そして本年度は2%を超え、増加の傾向にあります。保護者や関係機関との連携の下、一人一人に寄り添った支援を継続していかねばと考えています。

そして、次年度への志向等についてご意見をいただき、各地域や各所属からの情報交換を行いました。来年度の取組に活かしていきます。



平成30年度の主な活動

八幡浜市いじめ対策委員会

【八幡浜市いじめ対策委員会】

- 第1回 6月26日(火) 役員選出、活動方針及び計画の決定
- 第2回 11月29日(木) ブロック活動経過報告、情報交換
- 第3回 2月28日(木) 今年度の成果と次年度への志向

【校内及びブロックいじめ対策委員会】

- 校内 年3回実施(17小・中学校)
- ブロック 年3回実施(5中学校区)



【あいさつ運動強調旬間】

- 9月1日(土)~10日(月) 八幡浜市内各地域で展開

【八幡浜市いじめ対策講演会】

- 6月26日(火) 80名参加
- 演題 ネット空間化する生徒指導問題
~不登校やいじめの視点から~
- 講師 白松 賢先生(愛媛大学大学院教育学研究科教授)

【きりんカフェ(登校しづらいお子さんを持つ保護者の会)】

- 第3回 平成30年6月第2週 参加者0名
- 第4回 平成30年9月21日(金) 1名参加
- 第5回 平成31年2月15日(金) 4名参加

【いじめ問題に関するアンケート調査】

- 9月 仲間づくり・学校生活アンケート 児童生徒対象

【さるびあ通信発行】

- 年3回発行(7・12・3月)
- 八幡浜市内小・中学校全家庭、教職員、関係諸機関
- 各いじめ対策委員(市・ブロック)へ配付

【広報「やわたはま」】

- 広報9~3月号の「地域の子どもは地域の手で」に掲載
- 9月号 日土小学校 「地域ぐるみで育てる！」
- 10月号 宮内小学校 「地域の宝を守り育てる」
- 11月号 千丈小学校 「地域で育む」
- 12月号 喜須来小学校 「地域の先人に学ぶ」
- 1月号 真穴小学校 「地域に支えられて育つ」
- 2月号 川之石小学校 「地域に育つ川小っ子」
- 3月号 保内中学校 「地域に学ぶ」



ひとりで悩んでいませんか？

お気軽にご相談ください。

- ☆ 電話相談・来室相談(八幡浜市教育委員会教育支援室)
☎ 0894-21-6864 月~金 8:30~17:00
- ☆ いじめ110番(八幡浜市教育委員会教育支援室)
☎ 0120-805-415 月~金 8:30~17:00
- ☆ 警察安全相談(八幡浜警察署)
☎ 0894-22-0110 24時間受付
- ☆ いじめ相談ダイヤル24(愛媛県教育委員会)
☎ 0120-0-78310 24時間受付
- ☆ こどもの人権110番(法務局)
☎ 0120-007-110 月~金 8:30~17:15
- ☆ 児童相談所全国共通ダイヤル「虐待通告・相談」(厚生労働省)
☎ 189(いちばやく) 児童虐待通報電話 24時間受付

全国において、虐待による子どもの死亡事例は、平成27年度に52件、28年度は49件発生しており、1週間に1人以上の子どもの命を落としている状況となっています。周りにいる人が、虐待かも、と感じたら勇気を出して通告することが重要です。虐待を発見できず、子どもが命を落としてしまうことになっては遅いのです。

189(いちばやく)とは

「虐待かも」と思った時や子育てに悩んだ時に、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。近くの児童相談所に24時間つながります。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談した人、その内容に関する秘密は守られます。

「虐待かどうかわからない」というケースも少なくありません。ただし、迷うということは「虐待かもしれない」「とても、子育てに苦労しているようだ」など、親子に対してあなたが心配を感じたということでしょう。通告によって、児童相談所が親子の状況を確認しますが、虐待がなければ、それでいいのです。でも、何かしら「子育てが大変」という想いを抱えていることも多いため、状況によっては子育てサービスの情報提供を行ったり、家庭支援センターや保健所などへの来所相談などを促したりすることがあります。虐待かどうかの判断は、児童相談所が行いますので虐待を確認できる証拠などは要りません。また、誰が通告したのかの秘密は守られます。虐待が発見できず、子どもが命を落としてしまうことになっては遅いのです。

行政による支援は、通告があって始めてスタートします。行政自体が「虐待が起こっていないか」を探るのは難しく、複数の通告(情報提供)があると、子どもや親の状況をより的確に把握することができ、親子への支援をスタートさせることができます。



〔認定特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク「子ども虐待防止オレンジリボン運動」より〕